

新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の減免対象となる要件の1、2のどちらかを満たす場合、申請により国民健康保険税が減免となります。

減免対象となる要件

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下、事業収入等という。）の減少が見込まれる世帯の方。下記①～③すべてにあてはまること。
 - ①事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - ②前年の合計所得が1,000万円以下であること
 - ③減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の合計所得が400万円以下であること。

減免対象となる期間

減免対象は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が設定されている国民健康保険税です。

減免額

上記、減免対象となる要件の1もしくは2のどちらに該当するかによって、減免額が変わります。

- 減免対象となる要件の1に該当する場合

全額

- 減免対象となる要件の2に該当する場合

表1で算出した対象保険税額に、表2の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た金額。（対象保険税額×減免割合＝減免額）

表1

$$\text{対象保険税額} = A \times B / C$$

A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B：主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
（複数ある場合は、その合計額）

C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

表 2

世帯の主たる生計維持者の 前年の合計所得金額	減免割合
前年の合計所得に関らず事業などの廃止・失業	全部
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

申請に必要なもの

下記①～④すべてが必要です。④の添付書類は、減免理由別の必要書類に応じてご用意ください。

- ①国民健康保険税減免申請書（新型コロナウイルス感染症関連）
- ②国民健康保険税減免に係る主たる生計維持者の収入状況等届出書
- ③対象保険税額及び減免割合計算書
- ④添付書類

減免理由別の必要書類

理由	必要書類
主たる生計維持者が死亡又は重篤な症状	医師の診断書
主たる生計維持者が廃業又は失業	廃業、退職等の確認ができる書類の写し
主たる生計維持者の事業収入等が減少	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年中の収入のわかる書類の写し 確定申告書や源泉徴収票等 ・令和4年中の収入状況がわかる書類の写し 事業帳簿や給与明細等

申請の方法

原則郵送での申請となります。上記申請に必要なものの①、②、③をご記入の上、④の写し等とともに**令和5年3月末日まで**に芸西村役場 総務課 税務係まで郵送での申請をしてください。下記送付先を切り取り、封筒宛名面にのり付けしてください。

申請書は芸西村役場ホームページにてダウンロードできます。ダウンロードができない場合は、申請書類を郵送いたしますので、芸西村役場 総務課 税務係（TEL:0887-33-2111）までご連絡ください。